

改正後の漁業法における広域漁業調整委員会の規定について

令和 2 年 12 月 1 日に施行された漁業法（昭和 2 4 年法律第 267 号）において、広域漁業調整委員会の指示及び広域漁業調整委員会の設置に関しては、下表のとおり改正前の漁業法に相当する規定が設けられており、施行後も引き続き広域漁業調整委員会は存続します。

改正後の漁業法（抜粋）	改正前の漁業法（抜粋）
<u>第五章 漁業調整に関するその他の措置</u> （広域漁業調整委員会の指示） <u>第二百一十一条</u> 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（<u>第百八十三条</u>の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。 2 ～ 4 （略）	<u>第四章 漁業調整</u> （広域漁業調整委員会の指示） <u>第六十八条</u> 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（<u>第百三十六条</u>の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。 2 前条第一項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。 3 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができる。 4 第一項の規定による指示については、前条第四項及び第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、

	同条第四項、第八項、第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第八項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
第六章 漁業調整委員会等 第四節 広域漁業調整委員会 （設置） <u>第百五十二条</u> （略）	第六章 漁業調整委員会等 第四節 広域漁業調整委員会 （設置） <u>第百十条</u> 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。 2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。